

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 7 年 4 月 22 日

岩手県立総合教育センター所長 佐々木 寛

1 調達内容

- (1) 業務案件及び数量 植栽地維持管理業務 1 式
- (2) 調達案件の仕様書等 入札説明書による。
- (3) 履 行 期 間 令和 7 年 5 月 23 日～令和 8 年 3 月 31 日
- (4) 履 行 場 所 岩手県立総合教育センター 花巻市北湯口第 2 地割 82 番 1
岩手県立生涯学習推進センター 花巻市北湯口第 2 地割 82 番 13
- (5) 入 札 方 法 (1) の件名で総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たし、この業務委託に係る競争入札参加資格の確認を受けた者のみが、この業務委託の入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者でないこと。
- (2) 「令和 7・8・9 年度庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿」の「清掃業務」（道路・公園等）に登録され、かつ、「令和 7・8 年度県営建設工事競争入札参加資格者名簿」の「造園工事」に登録が見込まれる者であること。
- (3) 岩手県県税条例（令和 3 年岩手県条例第 58 号）第 4 条に掲げる税目及び消費税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立をしている者若しくは更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立をしている者若しくは再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に実質的に関与していると認められる者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 岩手県内に本社、支店又は主たる営業所を有していること。

(7) 県内において、国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）、県又は他の地方公共団体と、延べ面積 5,000 平方メートル以上の類似の植栽地維持管理業務を令和 2 年 1 月 1 日以降、6 月以上継続して履行した契約実績を有する者であること。

(8) 造園施工管理技士の資格を有し、かつ、類似業務において 3 年以上の勤務実績を有する者を実施責任者として配置できること。

なお、実施責任者については、常勤の自社社員であり、本件入札参加資格確認時において、引き続き 3 か月以上の雇用関係があること。

(9) 入札書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事等に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止の措置及び庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止の措置を受けていないこと。

(10) 岩手県から措置基準に基づく文書警告を受けている場合及び庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告を受けている場合、入札書提出日現在において措置を受けた日から 1 月を経過していること。

また、入札書提出日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告及び庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告を受けていないこと。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 025-0395 岩手県花巻市北湯口第 2 地割 82 番 1

岩手県立総合教育センター総務担当 電話番号 0198-27-2711

（郵送による申請書、入札説明書及び仕様書等の交付を希望する者は、A 4 判が入る返信用封筒（宛先明記）に 270 円分の切手を添えて申し込むこと。）

(2) 入札及び開札の日時及び場所

令和 7 年 5 月 14 日（水）午前 10 時 00 分 岩手県立総合教育センター 第 1 研修室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金 免除

(3) 入札への参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札への参加を希望する者は、この告示に示した入札参加資格を有することを証明する書類及び入札説明書に示す書類を令和 7 年 5 月 1 日（木）午後 5 時までに 3（1）の場所に提出しなければならない。

(4) 入札への参加 （3）により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。入札参加資格の審査結果については、令和 7 年 5 月 8 日（木）までに通知する。

(5) 入札の無効 この告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法 会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）第 100 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。